

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、工事請負契約書（下関市工事執行規則（平成17年規則第235号）（以下「規則」という。）様式第1号に規定する工事請負契約書をいう。）第10条第3項の規定による現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼働していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (3) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

2 個々の工事における常駐を要しない期間は、設計図書又は工事記録等の書面により明示することとする。

3 第1項に規定する期間のほか、第4条の規定により他の工事との兼務を認められた工事に常駐している場合は、当該他の工事について常駐義務を緩和するものとする。

(兼務の対象工事)

第3条 現場代理人の兼務を認める対象工事は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。

- (1) 兼務しようとする工事が、下関市発注工事（上下水道局発注工事及びポートレース企業局発注工事を含む。以下同じ。）の場合は、現場説明書に

現場代理人の兼務の対象工事であることが記載されたもの、下関市発注工事でない場合は、他の発注機関が兼務を了承しているものであること。

- (2) 同一の現場代理人が兼務できる工事の件数は、次に掲げるとおりとする。
ただし、市長が必要と認める場合はその限りでない。

ア 請負金額が200万円以下の工事及び災害復旧工事以外の工事のみの場合 3件

イ 請負金額が200万円以下の工事を含む場合 4件

ウ 災害復旧工事を含む場合 5件。この場合において、請負金額が200万円以下の工事及び災害復旧工事以外の工事の件数は、3件を超えてはならない。

- (3) 兼務に係るそれぞれの工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満であること。

- (4) 対象工事間の移動距離が20km程度以内であること。

- 2 同一敷地内における関連工事又は隣接する現場（50m以内）の関連工事については1件の工事とみなし、現場代理人を兼務することができるものとする。

（兼務を認める条件）

第4条 前条に定める工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

- (1) 発注者と常に連絡がとれる体制が確保されていること。
(2) 第2条第1項に該当する場合を除き、兼務しようとするいずれかの工事現場に必ず常駐していること。
(3) 不在時対応者を配置し、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。

（兼務の手続き）

第5条 受注者は、前条の規定により現場代理人の職務を兼ねさせようとするときは、現場代理人兼務届（別記様式）を、当該工事の請負契約締結事務を担当する課（以下「契約担当課」という。）に提出しなければならない。こ

の場合において、契約担当課は、現場代理人兼務届が提出された旨を、当該兼務に係る工事を担当する課（以下「工事担当課」という。）に通知するものとする。

（兼務に係る現場代理人の変更等）

第6条 受注者は、前条の規定により届け出た現場代理人を、第3条又は第4条の規定により兼務が認められなくなったときその他やむを得ない理由により変更しようとするときは、あらかじめその旨を、当該兼務に係る現場代理人を変更しようとする工事に係る工事担当課に書面により通知しなければならない。この場合における通知書は、規則様式第5号を準用する。

2 前項の規定による通知を受けた工事担当課は、その旨を契約担当課に通知するものとする。

（現場代理人の兼務の取消し等）

第7条 現場代理人を兼務することにより、現場の管理体制に不備が生じ、又は不良な工事となったとき若しくは不良な工事となる恐れがあると認められるときは、発注者は、当該現場代理人の兼務の取り消し、工事成績への反映、指名停止その他必要な措置を行う。

附 則

この要領は、平成24年11月30日から施行し、平成25年1月4日以降に入札公告若しくは指名通知又は見積依頼を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年１１月１７日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年２月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年５月１日から施行する。